

指定居宅療養管理指導事業所 近藤医院重要事項説明書

当院は、介護保険制度「居宅療養管理指導」の長崎県指定実施医療機関です。
「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方のご自宅（居宅）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものです。

1. 指定事業者名 指定居宅療養管理指導事業所 近藤医院

2. 指定事業所番号 4 2 1 1 1 2 3 5 6 9

3. 事業所所在地 長崎県西彼杵郡時津町日並郷 1 3 2 5 - 8

4. 電話番号 0 9 5 - 8 8 2 - 7 0 6 0

5. 運営方針

- (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

6. 指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

7. 従 事 者 医 師 近 藤 俊 介

8. 営業日及び営業時間

(1) 院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。

9. 利 用 料

(1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます。

(2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。

居宅療養管理指導（医師）	単一建物居住者1人	299単位
	単一建物居住者2人～9人	287単位
	単一建物居住者10人以上	260単位

10. 苦 情 処 理

(1) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

11. 守 秘 義 務

(1) 医師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は保持します。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者に必要な情報を提供します。

12. その他運営に関する重要事項

(1) 健康保険法、介護保険法等を尊重し、業務を行います。

(2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。